

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年からA所在のB寺の役僧を務めていた。

請求人によると、請求人は、B寺住職Cの長男Dの結婚式を1週間後に控え、平成〇年〇月〇日午前に花嫁の「道具運び」の行事に参加し、昼頃からは、その慰労会で檀家総代等の接待をしていたという。請求人は、午後〇時〇分頃、B寺本堂の階段の下で頭部を負傷（以下「本件負傷」という。）し、倒れているところを発見され、同日、E診療所に救急搬送され、更に同日、F病院に搬送されて、「外傷性くも膜下出血」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対してE診療所に係る1日分の療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は棄却し、再審査請求に及んだものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成26年労第314号事件。以下「前回裁決」という。）。

今般、請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長

に対してF病院に係る療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否か、また、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、請求人はB寺の労働者であり、業務遂行中に受傷した本件傷病は業務上の事由であると主張しているが、当審査会は、請求人が同一事由について療養補償給付を求めて再審査請求を行った際に、既に判断を行っている。請求人は、今般の請求において、新たに具体的な証拠等を示しているとは認められず、当審査会としては、前回裁決にかかる裁決書に記載したとおり、請求人らの主張は認められないものと判断する。なお、その理由についても前回裁決にかかる裁決書記載のとおりである。

3 以上のとおり、請求人は、労働者であるとは認められず、また、本件傷病が業務上の事由によるものとも認められないものであり、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。